

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成29年7月20日

評価者：港湾局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎港コンテナターミナル関連施設
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日 ※平成30年4月1日より運営・業務の拡充予定
業務の概要	- 施設の利用許可等に関する業務 - 施設の保守管理・軽易工事等に関する業務 - その他の業務（安全管理・施設利用者との調整など）
指定管理者	名称：横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体 代表者：横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 諸岡 正道 住所：横浜市西区みなとみらい2-3-1 電話：045-680-6583
所管課	港湾局川崎港管理センター港営課（電話:287-6029）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等												
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	○ コンテナターミナル（以下「ターミナル」という。）における実績 （１）コンテナ貨物取扱量 <table><tr><td>H26</td><td>74,243 TEU</td></tr><tr><td>H27</td><td>99,640 TEU（前年比約 34%増）</td></tr><tr><td>H28 ※速報値</td><td>100,183 TEU（前年比約 0.5%増）</td></tr></table> （２）施設使用料収入 <table><tr><td>H26</td><td>179,629,355 円</td></tr><tr><td>H27</td><td>235,652,448 円（前年比約 31%増）</td></tr><tr><td>H28</td><td>241,850,749 円（前年比約 3%増）</td></tr></table> ○ 港湾運営会社とターミナル運営の実績がある川崎臨港倉庫埠頭(株)で結成する共同事業体が行う指定管理としては初年度であったが、川崎臨港倉庫埠頭(株)がこれまで培った利用者やターミナルオペレーターとの信頼関係と経験を活かし、密に調整を図ることで、施設の整備と並行しながらも、荷役効率を損なうことなく、円滑にターミナル運営が行われた。 ○ 日常的な管理運営業務は、仕様書等に基づいて適正になされた。	H26	74,243 TEU	H27	99,640 TEU（前年比約 34%増）	H28 ※速報値	100,183 TEU（前年比約 0.5%増）	H26	179,629,355 円	H27	235,652,448 円（前年比約 31%増）	H28	241,850,749 円（前年比約 3%増）
H26	74,243 TEU													
H27	99,640 TEU（前年比約 34%増）													
H28 ※速報値	100,183 TEU（前年比約 0.5%増）													
H26	179,629,355 円													
H27	235,652,448 円（前年比約 31%増）													
H28	241,850,749 円（前年比約 3%増）													
2	当初の事業目的を達成することができたか。	○ 市及び川崎港戦略港湾推進協議会と連携を図り、ポートセールスを積極的に展開した結果、コンテナ貨物取扱量及び施設使用料収入の増加が示すとおり施設の更なる利用拡大がなされ、コンテナ貨物取扱量については、初めて10万TEUを超えた。 ○ 利用者やターミナルオペレーターと合同で施設巡回等を実施することで、施設の破損状況等を早期に把握をし、また、利用者等からの意見・要望も踏まえながら、緊急性、安全性等を勘案した上で、施設の補修を行い、安全に施設利用ができるよう努めた。												

3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	○ 平成28年度は新たな荷さばき地の整備と並行してターミナル運営を行う必要があったが、施工業者と安全対策について密に調整を図るとともに、工事状況に応じた走行規制図の作成や看板の設置を行うとともに、利用者に対して周知徹底を行うなど、ターミナル内の安全確保に努めた。 ○ 事故発生等の緊急時における初動体制を迅速に行うため、各種存在した緊急連絡網の内容を整理し、市と確認の上、一つの連絡網に集約した。 ○ 事故発生時には、迅速な事故状況の報告がなされ、関係者に対する報告・連絡・情報提供が適正に行われ、利用者に対しては、事故再発防止策の一環としたマニュアル策定をするなど、事故の再発防止に努めた。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	○ ターミナル施設は開設から20年以上が経過していることから、施設・設備の老朽化が進んでおり、ターミナル機能を維持し、適正なサービスを提供するために、計画的な維持補修を市と協議の上、進めていく必要がある。 ○ 貨物の増加や設備の老朽化に対応するため、平成32年度までの期間にわたって、荷さばき地の整備やRMG（レール式トランスファークレーン）の更新等が計画されていることから、荷役作業への影響を最小限に抑えるためには、引き続き、市や利用者等と密に調整を図る必要がある。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	○ 毎月1回、ターミナルで開催する定例会議において、モニタリングシート等を活用し、指定管理業務の進捗状況や運営課題の把握、業務改善のための意見交換と指導を行った。 ○ 業務日報等により日頃の運営状況を確認したほか、定例会議以外においても随時ターミナルを訪問し、施設の利用実態や業務の実施状況等を市職員が確認し、必要に応じて指導、助言を行った。
2	制度活用による効果はあったか。	○ 指定管理者がターミナルに常駐することにより、利用者からの意見・要望を的確に把握することが可能となった。その上で市と十分な連絡調整を行い、ターミナルの利便性の向上が図られた。また、事故発生時には、直ちに事故状況の確認を行うなど適切な初動対応がとられ、市を含めた関係者に対しての報告も迅速に行われた。 ○ 施設の老朽化に伴う補修については、施設・設備に異常が認められた場合に、いずれも迅速かつ適正に補修を実施しており、施設の利便性及び安全性の確保を図り、安定したサービスの提供を行った。 ○ 市及び川崎港戦略港湾推進協議会等の関係団体と連携しつつ、蔵置能力に合わせたポートセールスを積極的に展開した結果、コンテナ貨物取扱量及び使用料収入がともに増加した。 ○ 市や関係者などで構成するターミナルの諸課題を検討する諸会議に積極的に参加し、今後の施設整備のあり方等について指定管理者の立場から情報提供や意見提案が行われた。

3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	○ ポートセールスの強化について 平成32年度にコンテナ貨物取扱量15万TEUの目標を達成するには、ポートセールスの更なる強化が必要である。このため、現在は指定管理者の提案事業として行われているポートセールスを仕様書において指定管理者の業務として明確に位置づけ、営業組織体制の強化を図ることとする。 ○ 業務範囲の拡大について 平成26年11月の港湾計画の改訂により、ターミナルの東側5.9haの市有地が「特定埠頭群の運営の効率化に資する取組を行う範囲」に指定された第3バース予定地の背後地について、業務対象範囲とし、一体的管理を図ることとする。 ○ 利用料金制の導入について 現在のコンテナ貨物取扱量では、港湾運営会社制度に基づく貸付けによる運営は困難であるが、将来の貸付制度への移行を見据え、指定管理者による自主的な経営努力が発揮しやすい運営体制を構築するため、利用料金制を導入することとする。 ○ 施設の維持管理について 施設老朽化に伴い補修が必要な箇所が増えている。軽易工事予算は毎年満額執行されているが、優先順位をつけて対応せざるを得ない状況となっている。施設を安全かつ円滑に運営するためには、軽易工事予算を増額するとともに、市による計画的な修繕を行う必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	○ 平成26年4月から特例港湾運営会社である川崎臨港倉庫埠頭㈱、平成28年4月からは、同年3月に港湾運営会社の指定を受けた横浜川崎国際港湾㈱と川崎臨港倉庫埠頭㈱による共同事業体が指定管理者としてターミナルの管理運営を行ってきた。 ○ 港湾運営会社制度の下では、港湾運営会社が市や国から行政財産の貸付けを受けてターミナルの運営を行うこととしているが、川崎港においては現在の貨物取扱量では貸付に移行できないことから、当面の間は指定管理者制度による運営を継続する必要がある。 ○ しかしながら、将来の貸付制度への移行も見据え、指定管理対象範囲の拡大や利用料金制の導入などにより、指定管理者による自主的な経営努力が発揮できるよう運営体制の拡充を図る必要がある。

4. 今後の事業運営方針について

<これまでの経過>

- 平成28年3月に横浜川崎国際港湾(株)が京浜港の港湾運営会社に指定されたことから、同年4月から同社と、前期の指定管理者であり地元の港湾関係者からの信頼が厚く、川崎港の特性を踏まえた取組の推進が期待される川崎臨港倉庫埠頭(株)による共同事業体が指定管理者に指定された。
- 平成28年度の共同事業体による指定管理においては、それぞれの会社の特徴を活かした役割分担のもと、適正な業務執行がなされた。

<取り巻く環境の変化>

- 当初目標であった平成28年度取扱量10万TEUが達成され、平成28年度末に川崎港戦略港湾推進協議会において、新たな東南アジア航路誘致の方針と新たな取扱目標15万TEUが決定された。
- 平成32年の東京オリンピックを前に、東京港におけるターミナル・周辺道路の混雑が課題となっており、川崎港利用の潜在的なニーズが高まっている。この機会をとらえて、きめ細かなサービス提供や船会社や荷主に対する営業活動を強化する必要がある。また、川崎港の利用しやすさを理解してもらい、定着してもらう取り組みが必要である。
- コンテナ船の大型化と船会社の競争の激化によって、世界のコンテナ船会社の経営統合やアライアンスの再編、さらに、寄港地の集約や世界的な航路再編が進められている。平成30年4月からは、邦船三社のコンテナ部門が統合した新会社によるコンテナ船運航が予定されており、また、コンテナ船の大型化や寄港地の集約に伴う航路再編に対応するため、より積極的なポートセールスの必要が生じており、また、民間船会社に対する営業活動も強化する必要がある。
- 横浜川崎国際港湾(株)において民間船会社出身者の社長、営業部長などポートセールスに精通した組織体制での営業活動が強化される中で、船会社や荷主との密接な営業活動や世界のコンテナ船会社相手に営業活動を行える組織体制や人材育成の体制を構築する必要があるが、そのためには、ポートセールスに精通した人員を活かすことができるよう、ポートセールス業務を指定管理業務に正式に位置づける必要がある。
- 環境変化と商機に迅速に対応しながら、ポートセールスの体制の強化を図り、目標達成するため、現行の指定管理に利用料金制を導入することにより、港湾管理者である市と港湾運営会社 YKIP、臨港倉庫とが車の両輪のようにポートセールスを取り組むことが重要である。

<今後の方針>

- 指定管理者による自立的なターミナル運営を促進するため、平成30年4月から利用料金納付金制を導入し、指定管理対象範囲を拡大するとともに、ポートセールスの強化など指定管理業務を拡大する。
- 運営・業務の拡充により、指定管理者に対するインセンティブの付与や、並行して行う施設整備、新規航路誘致や集荷策の展開による効果とあわせ、ターミナル経営の安定化と本市歳入の増収を図るものとする。